

かがやき園（介護予防）福祉用具貸与利用契約書

（以下「契約者」という。）と田方福祉株式会社（以下「事業者」という。）は、契約者がかがやき園福祉用具レンタル事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される（介護予防）福祉用具貸与サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、利用期間、利用日、費用等の事項（以下「（介護予防）福祉用具貸与計画」という。）は、別紙【重要事項説明書】に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（（介護予防）福祉用具貸与計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る（介護予防）居宅支援計画書（以下「ケアプラン」という。）が作成されていない場合には、それに沿って契約者の（介護予防）福祉用具貸与計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとします。
2. サービスの提供期間、福祉用具の物品、実施内容等については、前項の計画書に定めます。但し、契約者の状態の変化、ケアプランに位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
3. 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、計画書の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護（予防）居宅支援事業者を紹介する等により計画書作成のために必要な支援を行います。
4. 事業者は、計画書について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5. 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、計画書についての変更の必要があるかどうかを調査し、その結果計画書の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、計画書の変更をするものとします。
6. 事業者は、計画書を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対し福祉用具を選定・提供・修理を行います。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、（介護予防）福祉用具貸与サービスにおいて利用者の希望により、福祉用具の選定・提供・修理を行います。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は、第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に（介護予防）福祉用具貸与サービスを実施する期間をいいます。

第7条（専門相談員について）

1. 本契約において「専門相談員」とは、所定の研修を受けた上で、（介護予防）福祉用具貸与サービス事業に従事し、福祉用具の選定・搬出入・修理等を行う専門職員をいうものとします。
2. 本契約において「サービス従事者」とは専門相談員、保健師、看護師等、事業者が（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供使用する者をいうものとします。

第8条（サービスの実施）

1. 契約者は（介護予防）福祉用具貸与サービスの利用にあたり、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

2. サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第9条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について契約者が介護（予防）サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
2. 契約者は第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援・要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3. 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
4. 月途中で要支援・介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
5. 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
6. 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月28日までに支払うものとします。

第10条（利用の中止・変更・追加）

1. 契約者は、利用開始前において、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日又は利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は計画所に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は割増はしません。

3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申出に対して、専門相談員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、(介護予防)福祉用具貸与サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第16条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に精算するものとします。
6. 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第11条 (サービスにおけるサービスの内容の変更)

1. 事業者は、(介護予防)福祉用具貸与サービスの実施にあたり、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

第12条 (利用料金の変更)

1. 第9条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第13条 (事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービス実施日において、専門相談員により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で(介護予防)福祉用具貸与サービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

5. 事業者は、契約者に対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの実施について記録を作成し、それを熊本県が定める期間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第 14 条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 事業者、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の介護（予防）支援事業者等の連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 15 条（専門相談員の禁止行為）

専門相談員は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

1. 医療行為
2. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
3. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
4. 利用者又は家族の身体介護（食事介助、排泄介助、移動介助等）
5. 利用者又は家族の日常生活上の代行サービス（買物、薬とり、運転、掃除等）
6. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
7. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
8. 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第四章 契約者の義務

第 16 条（契約者の福祉用具レンタル事業所利用上の注意義務等）

1. 契約者は、事業所の備品をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、事業所の備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もし

くは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。

4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、備品の利用方法等を決定するものとしします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 17 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとしします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。
3. 事業所に損害賠償責任が発生した場合は、現金又は、事業所が加入する保険によりその責務を履行するものとしします。

第 18 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・信頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 19 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとしします。

第六章 契約の終了

第 20 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判断され場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 五 第 21 条から第 23 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 21 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 12 条第 3 項により本契約を解約する場合
3. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係るケアプランが変更された場合

第 22 条（契約者からの解約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 23 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約の全部又は一部を解約することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第 9 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 24 条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 20 条から第 22 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 25 条（精算）

第 20 条第 1 項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 16 条第 3 項（原状回復の義務）その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 7 章 福祉用具の保管・消毒について

第 26 条（福祉用具の物品・保管・消毒について）

- 1 事業所が取り扱う福祉用具は別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりとする。
- 2 第 1 項の物品に対し、事業所が提供する福祉用具の保管及び消毒方法は【重要事項説明書】に記載されているとおりとする。

第 8 章 その他

第 27 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 28 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

福祉用具レンタル物品内容 種別【新規追加・交換・追加・その他】

レンタル種目	物品名	単位数	レンタル開始日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
福祉用具合計			

一部変更 平成 27 年 4 月 1 日 より実施。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

福祉用具の物品に係る説明を受けました。

令和 年 月 日

事業者 住所 熊本県八代市通町8番30号
事業者名 田方福祉株式会社
代表者氏名 代表取締役 田方 小百合 印

契約者 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印